

2019年度 主な制度改正について

1. オンライン資格確認の導入
2. 被扶養者等の要件の見直し
3. 社会保険診療報酬支払基金の機能の強化



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

● 制度改正（健康保険法等の改正）

1. オンライン資格確認の導入（公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日に施行）

※マイナンバーカードによる資格確認は2021年3月開始予定。保険証による資格確認は2021年5月開始予定。

- 医療機関を受診する際の被保険者資格の確認について、マイナンバーカード又は保険証によるオンライン資格確認を導入する。
- 国、保険者、医療機関等の関係者は、マイナンバーカード又は保険証によるオンライン資格確認等の手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。
- 被保険者記号・番号について、世帯単位から個人単位（被保険者又は被扶養者ごと）に定める形に変更する。これにより、保険者を異動しても個々人として資格管理が可能となる。
- プライバシー保護の観点から、すべての者に対し、健康保険事業とこれに関連する事務以外で、被保険者記号・番号を本人に尋ねることを制限する。

2. 被扶養者等の要件の見直し（2020年4月1日施行）

- 健康保険の被扶養者の認定において、原則として国内に居住しているという要件を導入する。
 - ・被扶養者の要件に日本に住所を有する者であることを追加する
 - ・留学生その他の日本に住所を有しないもののうち日本に生活の基礎があると認められるものについても、例外的に要件を満たすこととする（※詳細は省令で規定）
 - ・いわゆる「医療滞在ビザ」等で来日して国内に居住する者を被扶養者の対象から除外する（※詳細は省令で規定）

● 制度改正（健康保険法等の改正）

3. 社会保険診療報酬支払基金の機能の強化

（2020年10月1日より順次施行。下記については、2022年4月1日施行）

- 都道府県ごとに支払基金の支部の設置を義務付ける規定を廃止し、支部長が担っている権限を本部に集約することで、本部によるガバナンスを強化する。
- 支払基金の職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を、全国10か所程度の審査事務センター（仮称）に順次集約することにより、審査結果の不合理的な差異の解消に向けた取組を加速させる。
- 保険者が支払基金に支払う手数料の基準について、レセプトの枚数だけでなくレセプトの審査内容等も勘案することとする。